

地方交付税の復元充実等 に関する提言

平成 20 年 11 月 19 日

全 国 知 事 会

(地方交付税問題小委員会)

地方交付税の復元充実等に関する提言

景気後退による地方財政への影響は極めて深刻！
地方の財源不足に対応した地方交付税総額の確保を！

世界的な金融危機や原材料価格の高騰等の影響を受け、地域経済を取り巻く状況は厳しさを増し、平成 19 年度に続き、20 年度も連続して地方財政計画で見込んだ税収を達成できない状況である。

このような経済情勢のもとでは、21 年度の地方税収に深刻な影響を与える一方、経済対策に係る新たな財政需要の増嵩は避けられない。

これ以上の地方交付税総額の削減は、既に給与削減にまで踏み込み徹底した歳出削減を実施している地方にとって、住民生活に直結する経費のさらなる削減を余儀なくし、人々の暮らしに深刻な影響を与えるものである。

こうしたなか、政府の追加経済対策において、地方公共団体支援策として、道路特定財源の一般財源化に伴う地方財源の充実や、地域活性化等のための大規模な臨時交付金の創設などが盛り込まれるとともに、景気後退や減税の実施に伴う地方の減収に対する適切な財政措置を講じること示されたところである。

生活者の暮らしの安心を実現し、地方の底力を発揮していくためには、地方公共団体の財政運営の安定化が不可欠であることから、上記支援策を着実に実施するとともに、平成 21 年度の地方財政対策において、以下の措置を講じるよう提言する。

- 1 三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税を復元充実するとともに、厳しい経済状況に対応できるよう、相当の増加が見込まれる地方の財源不足に対応した必要な地方交付税総額を確保すること。
- 2 地方交付税原資となる国税収入の減少が見込まれるため、国の責任において必要な特例措置等を講じることにより、地方交付税財源を適切に確保すること。
- 3 先行きが極めて厳しい実体経済の動向と地域間の財政力格差の状況を踏まえ、地方の財政運営に支障を来さないよう、実態に即した税収を的確に見込み、地方の財源不足に対応した的確な地方財政計画を策定すること。
- 4 義務的経費や経済対策に要する経費、地域の振興・発展のための経費などの財政需要の増嵩を反映し、地方財政計画に適切に積み上げること。
- 5 地方財政対策の確定等に地方意見を確実に反映するため、国と地方の協議の場を設けること。

【提言の概要】

(掲載頁)

平成 21 年度地方財政対策に向けて

1 地方交付税の復元充実と総額確保

(1) 地方交付税の復元充実と総額確保 (P5)

三位一体の改革により5.1兆円もの地方交付税が削減されるなか、世界的な金融危機、原材料価格の高騰等の影響により地域経済を取り巻く環境は厳しさを増し、経済対策等に係る新たな財政需要の増嵩は避けられない。

人々の暮らしと地方公共団体の財政運営に深刻な影響を与えないよう、これまで大幅に削減されてきた地方交付税を復元充実するとともに、相当の増加が見込まれる地方の財源不足に対応した必要な交付税総額を確保すること。

(2) 国による地方交付税財源の確保 (P10)

現下の経済情勢のもとでは、所得税や法人税など地方交付税の原資となる国税の収入減が予想されることから、法定率の引上げを含め、別枠での法定加算等必要な措置を講じることにより、財源不足に対応して必要となる地方交付税の財源を適切に確保すること。

(3) 地方交付税による財政力の地域間格差是正 (P10)

地方交付税総額の削減により、財政力の地域間格差是正のための財源調整機能が大幅に縮小している。地方交付税の復元充実を図り、財源調整・財源保障機能を有する地方交付税の充実を図ること。

(4) 景気後退に対応した適切な地方税収の見込みと減収補てん (P12)

景気の低迷により平成 21 年度の地方税収の大幅な減収が見込まれるなか、地方財政計画の策定にあたっては、実態に即した税収を的確に見込み、地方の財源不足額を適切に積算すること。

平成 20 年度の地方税収が、地方財政計画上の税収見込み額を大幅に下回る場合、各地方公共団体の円滑な財政運営が可能となるよう、減収補てん債の対象税目の拡大等、必要な財政措置を講じること。

(5) 地方財政を犠牲にしたプライマリーバランス改善の見直し (P14)

地方は、平成 13 年度以降 7.8 兆円もの一般歳出を削減。国は 1.4 兆円の削減にとどまる。社会保障や景気対策のための財政需要が増嵩するなか、地方財政にのみ改善のための削減を押しつけることなく、国としての一層の改善努力を求める。

2 地方の財政需要の適切な積上げ

(1) 地方財政計画への地方の財政需要の適切な積上げ (P17)

「基本方針2006」に固執せず地方の財政需要を適切に積み上げること。
特に、社会保障や教育をはじめ地域振興など、今後増加が見込まれる財政需要を適切に積み上げること。
抜本的な格差是正と地方再生に向け、地方全体の財政需要を実質的に積み上げること。
地方再生や定住自立圏構想など地域振興のための対策を強化するとともに、それに伴う財政需要は別枠により積み上げること。
道路橋りょう費など国民の安全・安心に関わる経費については、維持・整備に係る必要経費が適切に基準財政需要に反映されるよう措置すること。

(2) 基準財政需要額への算入不足の解消と算入対象経費の充実 (P20)

生活保護費など義務的経費において、基準財政需要額と決算額の間には大きな乖離が存在。十分検証を行い、需要額を適切に積み上げること。
地方公共団体において広く実施されている乳幼児や障害者等への医療費助成などは、標準的な行政サービスとして新たに基準財政需要額に反映すること。

(3) 地域の振興・発展のための経費の基準財政需要額への反映 (P21)

条件不利地域など様々な条件を抱える地方公共団体等の実情を踏まえ、交流促進など地域振興のための対策も含め、的確に基準財政需要額に反映すること。

(4) 制度創設等に伴う地方の負担増に対する適切な措置 (P22)

地方の負担増を伴う制度創設・改正に際しては、十分な事前協議を行うとともに、地方の負担増分について、適切に地方財政計画に積み上げること。

3 国の経済対策に係る確実な地方財源措置等 (P23)

国の経済対策に係る地方負担分については、事業を実施するすべての団体に対して、国の責任において財源措置を講じること。

投資的経費の地方負担分に補正予算債を措置する場合、元利償還金に対する交付税措置については、公債費方式による交付税算入率を大幅に引き上げること。また、当該償還金に対する地方交付税財源については、国の負担により別枠で加算すること。

さらに、地方の超過負担を生じさせないよう国庫補助単価を適切に設定すること。

補正予算債の対象とならない経費についても、地方の実情に応じた事業展開が可能となる交付金の創設や地方交付税の増額等により、財源を確実に確保すること。

景気対策に係る住宅ローン減税等により地方税収入へ影響が及ぶ場合、地方特例交付金や、交付税原資への一般会計からの加算措置等による地方交付税総額の増額など、すべての団体に対して確実な財源補てん措置を行うこと。

追加経済対策で示された「地方への1兆円」については、地方財源の充実を図るため、道路財源の「地方枠」(現在約3.4兆円)とは別枠で確保すること。

なお、国と地方を通じた道路財源の総額確保に配慮しつつ、継続的な対応を行うこと。

4 地方財政対策の確定等における地方意見の確実な反映（P23）

税体系の抜本的改革や道路特定財源の一般財源化などの制度改正はもとより、地方交付税総額の決定など地方財政対策の確定にあたっては、検討段階から地方と十分に協議を行い、地方の意見を確実に反映する国と地方の協議の場を設けること。

地方交付税制度の抜本的改善に向けて

1 地方の財政自主権を担保するための税源配分の実現（P24）

国と地方の税源配分について、まずは5:5を目指した地方税源の充実強化が必要。税源配分5:5の実現は、基本的に国庫補助負担金の廃止・縮小とそれに伴う偏在性の少ない地方消費税等への税源移譲によってなされるべき。

消費税を含む税体系の抜本的改革を行なったとしても、地域間格差は依然として解消されないことから、法定率の引上げを含め、地方交付税が有する財源調整・財源保障機能の充実を図ること。

2 事務・権限の移譲に伴う新たな財政負担への適切な措置（P24）

第二期地方分権改革に伴う事務・権限の移譲の際に生じる新たな地方財政負担等については、新たな財政需要として確実に措置すること。

特に道路・河川の権限移譲にあたっては、恒久的な財源措置がなされるまでの時限的な措置として国直轄事業と同じ国負担率の「交付金等」を創設するとともに、その総額を確保すること。人員の移行に際しては、徹底的なスリム化はもとより、その給与、退職金等について適切に措置すること。

3 地方の意見を的確に反映する税財政制度の確立

(1) 地方財政計画の透明化と予見可能性の向上（P25）

地方財政計画の策定過程の透明化を図るとともに、基準財政需要額の算定方法の安定化など地方交付税の予見可能性を高めること。

(2) 制度立案等の検討初期段階での地方の参画（P25）

制度立案の検討初期の段階で、十分な期間を確保して情報を提供するとともに、地方財政計画の決定にあたっては地方の参画を図ること。

(3) 地方共有税の早期具体化（P25）

地方交付税が地方固有の財源であることを明確にし、「地方共有税」として国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れること。

(4) (仮)地方行財政会議の法律に基づく設置（P25）

地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるよう(仮)地方行財政会議を法律に基づき設置すること。

平成 21 年度地方財政対策に向けて

1 地方交付税の復元充実と総額確保
 (1) 地方交付税の復元充実と総額確保

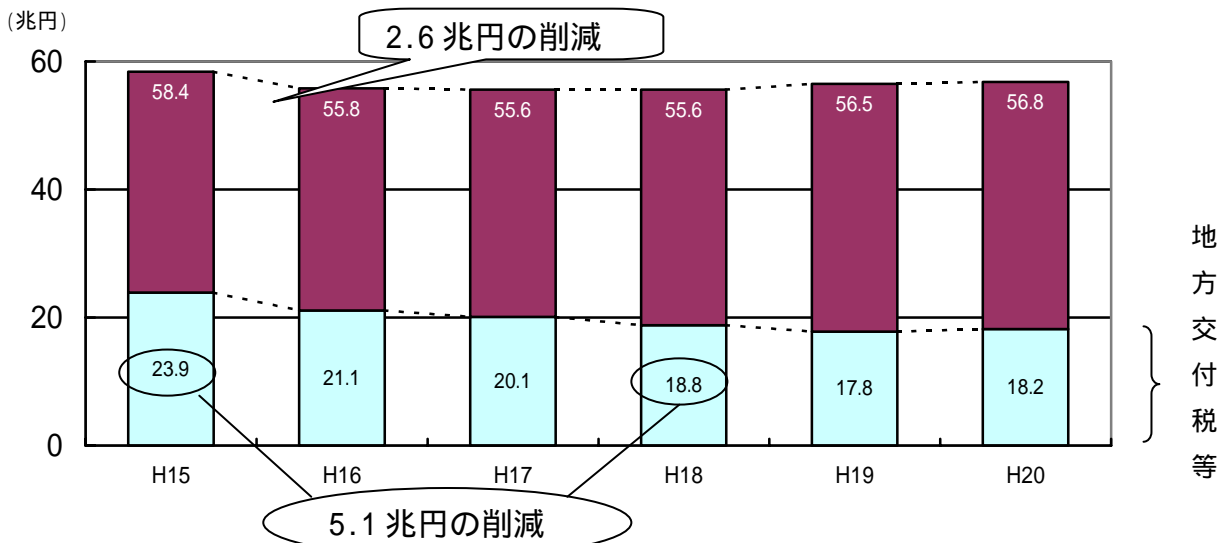
三位一体の改革により5.1兆円もの地方交付税が削減され、その総額が抑制されるなかで、国の制度創設に伴う交付税措置が増えているほか、社会保障関係経費が増加し、地方独自の財源が不足。今や地方交付税は、国の施策実施を担保するものになっている。

こうしたなか、世界的な金融危機、原材料価格の高騰等の影響により、地域経済を取り巻く環境は厳しさを増し、21年度の地方税収に深刻な影響を与える一方、経済対策等に係る新たな財政需要の増嵩は避けられない。

人々の暮らしと地方公共団体の財政運営に深刻な影響を与えないよう、これまで大幅に削減されてきた地方交付税を復元充実するとともに、相当の増加が見込まれる地方の財源不足に対応した必要な交付税総額を確保すること。

図表 1 地方一般財源総額の推移

三位一体の改革により、H15～18の間に5.1兆円もの地方交付税が削減。



税源移譲影響分を控除したもの

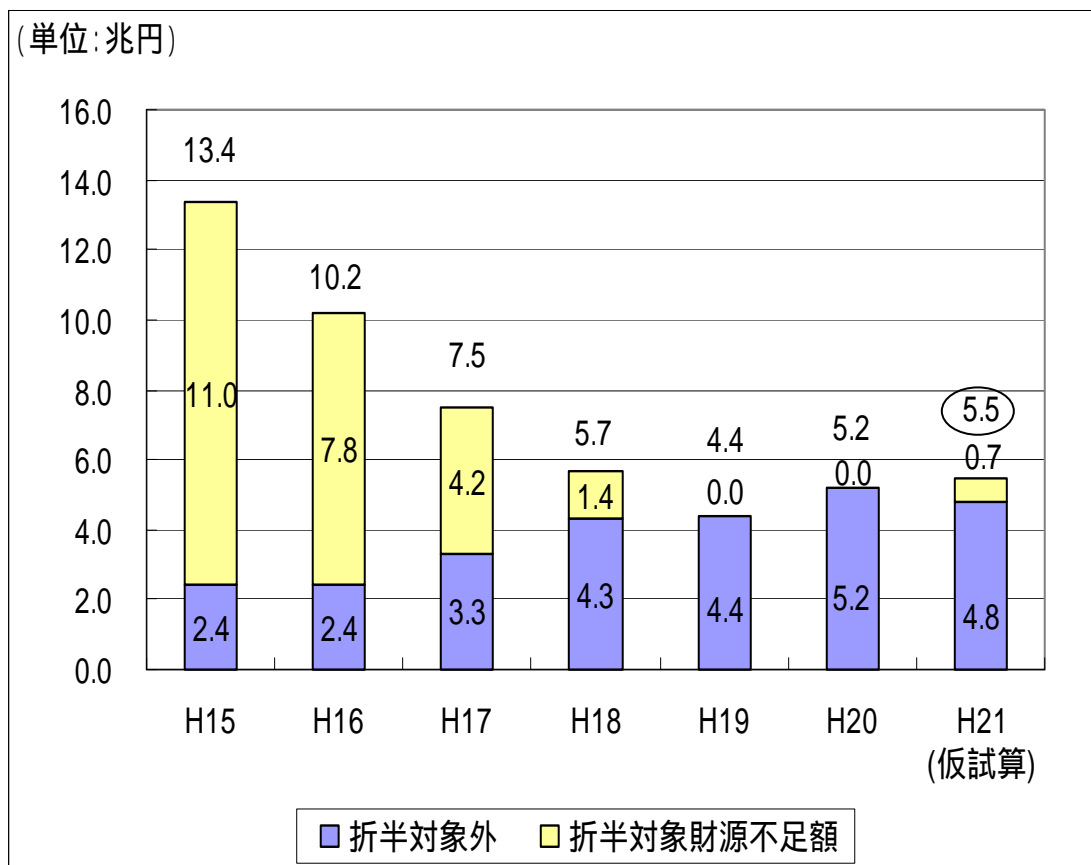
(全国知事会調べ)

(参考) 三位一体の改革

国庫補助負担金改革	約	4.7	兆円
税源移譲	約	3	兆円
地方交付税改革	約	5.1	兆円

図表2 財源不足額の推移（地方財政計画ベース）

平成20年度以降、地方の財源不足額は拡大傾向に転じ、平成21年度の8月仮試算では5.5兆円となっているが、景気後退により財源不足額の拡大は必至。



折半対象財源不足額：地方財政計画上に財源不足が生じ、建設地方債(財源対策債)の増発や法令等に基づく加算措置を行ってもなお生じる不足額に対し、国と地方が折半して補てん。

H21の財源不足額は8月仮試算の数値。

図表3 国庫補助関連経費の推移（地方財政計画）

1 給与関係費

給与関係経費減少額のうち、地方単独分が91.6%(11,275億円 / 12,312億円)である。
給与関係費を大幅に減少させているのは、地方一般職員等の定数削減、給与カット等の影響によるもので、警察等国関連給与費の減少は小さい。

(単位:億円)

1 給与関係経費	平成15年度		平成20年度		増減 (20-15)
	金額	割合(%)	金額	割合(%)	
国関連給与費(義務教育・警察)	94,565	40.3	93,822	42.2	743
地方単独給与費(一般職員等)	139,131	59.4	127,856	57.6	11,275
計	234,383	100.0	222,071	100.0	12,312

2 一般行政経費

一般行政経費は平成15年度から20年度にかけて、約26%伸び(265,464億円 / 210,263億円)を示しているが、その7割(39,141億円 / 55,201億円)は国庫補助関連経費で増加。
このため、一般行政経費の国庫補助関連経費と地方単独経費のウェイトは平成15年度に47.4 : 52.6だったものが、平成20年度には52.3 : 47.7に逆転している。

(単位:億円)

2 一般行政経費	平成15年度		平成20年度		増減 (20-15)
	金額	割合(%)	金額	割合(%)	
国庫補助関連経費	99,768	47.4	138,909	52.3	39,141
地方単独経費	110,495	52.6	126,555	47.7	16,060
計	210,263	100.0	265,464	100.0	55,201

三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の見直しにより、地方単独事業に振り替えられたものは国庫補助関連経費に計上。

3 投資的経費

投資的経費減少額のうち、地方単独分が約8割(66,704億円 / 84,717億円)である。地方単独の投資的経費が大幅に削減されている。

(単位:億円)

3 投資的経費	平成15年度		平成20年度		増減 (20-15)
	金額	割合(%)	金額	割合(%)	
国庫補助関連経費	84,068	36.1	66,055	44.6	18,013
地方単独経費	148,800	63.9	82,096	55.4	66,704
計	232,868	100.0	148,151	100.0	84,717

三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の見直しにより、地方単独事業に振り替えられたものは国庫補助関連経費に計上。

4 地方財政計画(歳出)における歳出総額

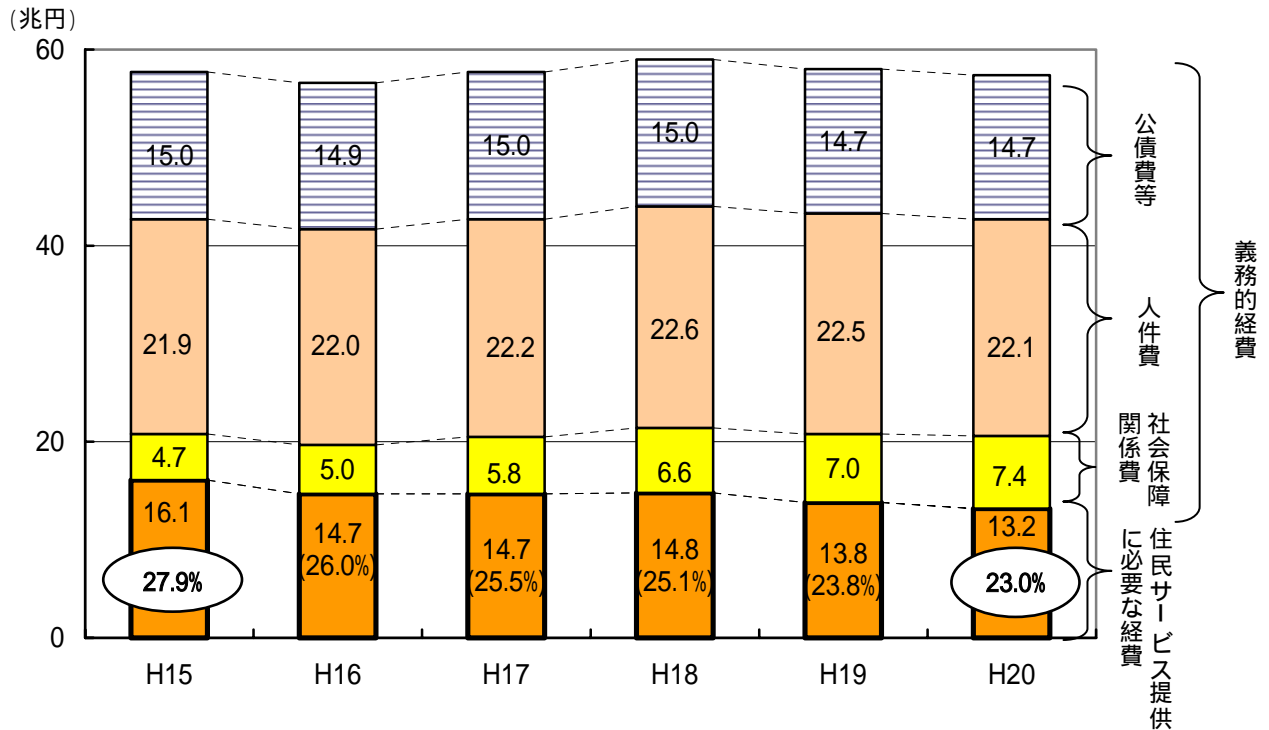
地方財政計画(歳出)における国関連経費のシェアが増加(32.3% → 35.5%)し、総額が抑制されるなか、地方単独経費を圧迫している。

(単位:億円)

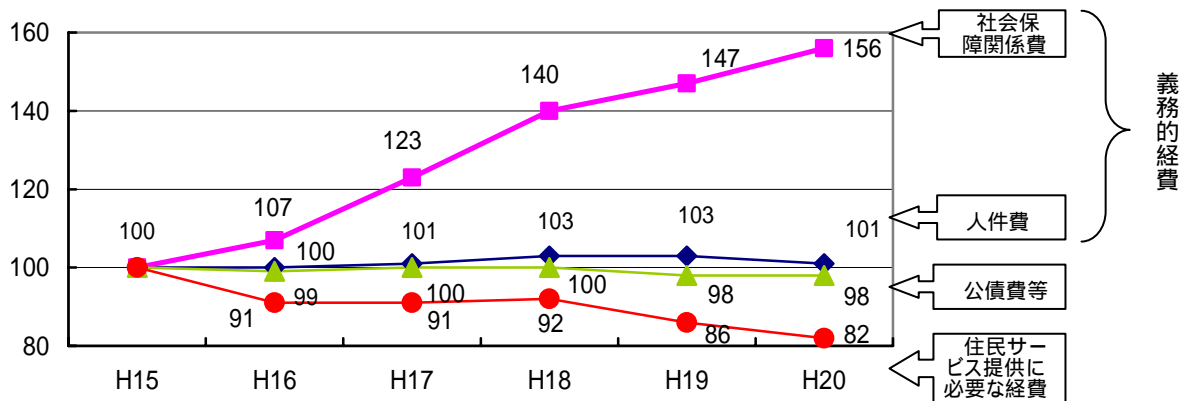
4 地方財政計画(歳出)における歳出総額	平成15年度		平成20年度		増減 (20-15)
	金額	割合(%)	金額	割合(%)	
国関連経費	278,401	32.3	298,786	35.8	20,385
地方単独経費	583,706	67.7	535,228	64.2	48,478
計	862,107	100.0	834,014	100.0	28,093

図表4 歳出に充当する一般財源の推移

社会保障関係費等の義務的経費の大幅な増加に伴い、地方が地域の住民サービスのために使える経費は大幅に減少。



(H15 = 100 とした場合の推移)



金額は都道府県と市町村推計の合計。
H18までは決算額、H19、H20は予算額を使用。

(全国知事会調べ)

図表5 平成21年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】

平成21年度概算要求時の地方財政収支8月仮試算では、投資的経費の地方単独分について、基本方針2006により歳出を抑制する一方、厳しい経済情勢のなか、経済成長率を1.7%として地方税収を見込むなど財源不足額を圧縮し、その結果、地方交付税総額が前年度比6,000億円の減額となっている。

区 分	20年度	21年度		
		増減	伸び率(%)	
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%
給与関係経費	22.2	21.9	0.3	1.4
一般行政経費	26.5	27.0	0.5	1.8
うち単独	13.8	13.8	0.0	0.0
地方再生対策費	0.4	0.4	0.0	0.0
投資的経費	14.8	14.4	0.4	3.0
直轄・補助	6.5	6.3	0.2	3.0
単独	8.3	8.1	0.2	3.0
その他	19.4	19.1	0.4	1.9
一般歳出計	65.8	65.5	0.3	0.4
計	83.4	82.8	0.6	0.8
(歳入)				
地方税等	41.2	41.4	0.2	0.6
地方税	40.5	39.5	0.9	2.3
地方譲与税	0.7	1.9	1.2	168.4
地方特例交付金等	0.5	0.5	0.0	0.0
地方交付税	15.4	14.8	0.6	3.9
国庫支出金	10.1	10.0	0.1	0.9
地方債	9.6	9.4	0.2	1.9
うち臨時財政対策債	2.8	2.8	0.0	0.1
その他	6.7	6.7	0.0	0.0
「一般財源」	59.9	59.5	0.4	0.6
計	83.4	82.8	0.6	0.8

基本方針
2006(H18年
度と同程度
の水準)

基本方針
2006(国と同
様)

経済成長率
1.7%増とし
て見積もり

地方交付税
総額6,000億
円減

(2) 国による地方交付税財源の確保

現下の経済情勢のもとでは、所得税や法人税など地方交付税の原資となる国税の収入減が予想されることから、法定率の引上げを含め、別枠で法定加算等必要な措置を講じることにより、財源不足に対応して必要となる地方交付税の財源を適切に確保すること。

【地方交付税の対象税目及び法定率】

所得税	32.0%
酒税	32.0%
法人税	34.0%
消費税	29.5%
たばこ税	25.0%

(3) 地方交付税による財政力の地域間格差是正

地方交付税総額の削減により、財政力の地域間格差是正のための財源調整機能が大幅に縮小している。地方交付税の復元充実を図り、財源調整・財源保障機能を有する地方交付税の充実を図ること。

図表6 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(H15 H19)

地方税と地方交付税等を合わせた都道府県間の歳入の格差は、平成15年度では平均1.03ポイントであったものが、平成19年度には、地方再生対策費(4,000億円)及び地方法人特別税(3,000億円)の影響を加味しても格差は1.21ポイントに拡大。地方交付税が有する財源調整機能は大きく低下。

	H15		H19		
	地方税	地方税 + 交付税 等	地方税	地方税 + 交付税 等	地方税 + 交付税等 + 地方再生対策費
都道府県間 歳入格差 (平均)	1.73	1.03	1.73	1.22	1.21

1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県間格差の全国平均を試算。

(参考) 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(H15 H19) (全都道府県)

	H15		H19			H19 - H15		
	地方税	地方税 + 交付税 等	地方税	地方税 + 交付税 等	地方税 + 交付税 + 地方再生対策費	地方税	地方税 + 交付税等	[H19(地方税 + 交付税等 + 地方再生対策費)] [H15(地方税 + 交付税 等)]
								F(C-A)
A	B	C	D	E	F(C-A)	G(D-B)	H(E - B)	
北海道	2.10	0.83	2.18	1.04	1.03	+0.08	+0.21	+0.20
青森県	2.42	0.84	2.42	1.03	1.02	+0.00	+0.19	+0.18
岩手県	2.44	0.81	2.45	1.00	0.99	+0.01	+0.19	+0.18
宮城県	1.91	1.02	2.03	1.26	1.25	+0.12	+0.24	+0.23
秋田県	2.55	0.77	2.52	0.96	0.95	0.03	+0.19	+0.18
山形県	2.34	0.84	2.36	1.05	1.04	+0.02	+0.21	+0.20
福島県	2.06	0.94	2.06	1.16	1.14	+0.00	+0.22	+0.20
茨城県	1.88	1.12	1.82	1.33	1.32	0.06	+0.21	+0.20
栃木県	1.74	1.07	1.75	1.31	1.30	+0.01	+0.24	+0.23
群馬県	1.90	1.07	1.86	1.30	1.29	0.04	+0.23	+0.22
埼玉県	1.96	1.39	1.92	1.64	1.63	0.04	+0.25	+0.24
千葉県	1.85	1.34	1.85	1.58	1.57	+0.00	+0.24	+0.23
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	+0.00	+0.00	+0.00
神奈川県	1.57	1.30	1.60	1.53	1.52	+0.03	+0.23	+0.22
新潟県	2.02	0.91	2.05	1.10	1.09	+0.03	+0.19	+0.18
富山県	1.84	0.86	1.85	1.10	1.09	+0.01	+0.24	+0.23
石川県	1.81	0.86	1.80	1.05	1.04	0.01	+0.19	+0.18
福井県	1.67	0.77	1.72	0.98	0.97	+0.05	+0.21	+0.20
山梨県	1.91	0.80	1.89	1.00	0.99	0.02	+0.20	+0.19
長野県	1.95	0.90	1.96	1.10	1.09	+0.01	+0.20	+0.19
岐阜県	1.94	1.01	1.92	1.23	1.22	0.02	+0.22	+0.21
静岡県	1.61	1.15	1.63	1.35	1.34	+0.02	+0.20	+0.19
愛知県	1.38	1.17	1.38	1.32	1.31	+0.00	+0.15	+0.14
三重県	1.82	1.01	1.80	1.24	1.23	0.02	+0.23	+0.22
滋賀県	1.82	0.97	1.76	1.21	1.20	0.06	+0.24	+0.23
京都府	1.89	1.06	1.84	1.29	1.28	0.05	+0.23	+0.22
大阪府	1.58	1.18	1.63	1.40	1.39	+0.05	+0.22	+0.21
兵庫県	1.84	1.08	1.84	1.33	1.32	+0.00	+0.25	+0.24
奈良県	2.27	1.02	2.26	1.27	1.26	0.01	+0.25	+0.24
和歌山県	2.26	0.85	2.31	1.07	1.06	+0.05	+0.22	+0.21
鳥取県	2.29	0.71	2.40	0.90	0.88	+0.11	+0.19	+0.17
島根県	2.33	0.64	2.39	0.79	0.78	+0.06	+0.15	+0.14
岡山県	1.96	0.95	1.93	1.19	1.18	0.03	+0.24	+0.23
広島県	1.83	1.02	1.81	1.24	1.23	0.02	+0.22	+0.21
山口県	2.04	0.93	1.96	1.13	1.12	0.08	+0.20	+0.19
徳島県	1.98	0.78	2.14	0.96	0.95	+0.16	+0.18	+0.17
香川県	1.98	0.94	1.99	1.17	1.15	+0.01	+0.23	+0.21
愛媛県	2.30	0.94	2.19	1.14	1.13	0.11	+0.20	+0.19
高知県	2.50	0.71	2.53	0.89	0.87	+0.03	+0.18	+0.16
福岡県	1.99	1.13	2.00	1.36	1.35	+0.01	+0.23	+0.22
佐賀県	2.32	0.84	2.33	1.06	1.04	+0.01	+0.22	+0.20
長崎県	2.66	0.88	2.64	1.08	1.07	0.02	+0.20	+0.19
熊本県	2.49	0.94	2.42	1.17	1.16	0.07	+0.23	+0.22
大分県	2.26	0.86	2.21	1.08	1.06	0.05	+0.22	+0.20
宮崎県	2.61	0.86	2.53	1.07	1.05	0.08	+0.21	+0.19
鹿児島県	2.60	0.85	2.56	1.04	1.03	0.04	+0.19	+0.18
沖縄県	2.90	1.01	2.86	1.24	1.23	0.04	+0.23	+0.22
計	1.73	1.03	1.73	1.22	1.21	+0.00	+0.19	+0.18
(東京都除き)	1.88	1.03	1.88	1.25	1.24	+0.00	+0.22	+0.21

1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県の財政力格差を試算

決算ベースで試算

上記数値は、都道府県ごとの人口1人あたりの税収、税収 + 地方交付税の「東京都 / 各都道府県」の数値である

(数値が大きいかは東京都との1人あたり税収等の格差が大きい。例:2.10であれば東京都の1人あたり税収等が当該道府県の2.10倍であることを示す)

税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。地方交付税には、臨時財政対策債を含む

E欄の地方再生対策費は、H20年度地方財政対策により創設された費目であるが、当該対策による格差是正機能の有効性を検証するため、H19年度の地方交付税に含めて試算

C欄のH19地方税には、H22年度以降平年度化される法人事業税の見直しによる影響額を含めて試算

(4) 景気後退に対応した適切な税収見込みと減収補てん

景気の低迷により平成21年度の地方税収は、法人関係税を中心に大幅な減収が見込まれるなか、地方財政計画の策定にあたっては、実態に即した税収を的確に見込み、地方の財源不足額を適切に積算すること。

平成20年度の地方税収が、地方財政計画上の税収見込み額を大幅に下回る場合、各地方公共団体の円滑な財政運営が可能となるよう、減収補てん債の対象税目の拡大等、必要な財政措置を講じること。

図表7 平成19・20年度地方財政計画における税収見込額等（都道府県）

平成19年度の地方財政計画上の税収見込額(都道府県分)については、景気後退の影響により、現実の決算見込額との間において5,346億円の不足が生じた。平成20年度においても9月末調定額をベースに決算額を推計すると、都道府県の税収については9,182億円の不足が生じる見込みで、2年連続計画割れになる可能性が高い。

(単位:億円)

税目	19年度	19年度	対19地財		20年度	20年度	対20地財	
	地財計画額	決算見込額	増減額	増減率	地財計画額	決算推計額	増減額	増減率
個人県民税	49,353	48,093	1,260	2.6	50,292	50,743	451	0.9
法人二税	67,511	64,971	2,540	3.8	69,237	61,528	7,709	11.1
地方消費税	26,275	25,692	583	2.2	25,155	25,101	54	0.2
その他 (利子割を含む)	45,385	44,422	963	2.1	43,719	41,849	1,870	4.3
地方税計	188,524	183,178	5,346	2.8	188,403	179,221	9,182	4.9

- (注) 1. 19年度決算見込額は、地方公共団体からの速報値を集計したものである(最終的な決算額とは異動を生じることがある)。
 2. 「地方財政計画額ベース」とは、超過課税分、法定外税及び法人道府県民税に係る利子割還付分を控除した額である。
 3. 「個人県民税」は、均等割・所得割、配当割、株式等譲渡所得割の合計である。
 4. 「法人二税」は、道府県民税(法人均等割、法人税割)及び法人事業税の合計である。
 5. 20年度決算推計額は、20年9月末調定額(個人県民税については4月、5月の税源移譲分を控除)に前年度における9月末調定額と決算額の割合を乗じた後、20年4月、5月の税源移譲分調定額を加算して推計。

(参考) 都道府県税 9 月末調定状況 (地方財政計画額ベース)

(単位: 億円、%)

税目区分		19年度	20年度	前年同期比(/)
個人県民税	均等割・所得割	48,917	52,494	107.3
	配当割	834	364	43.7
	株式等譲渡所得割	5	2	32.0
県民税利子割		1,038	1,055	101.6
法人二税		37,122	35,155	94.7
地方消費税		13,339	13,032	97.7
その他税		32,739	31,120	95.1
合計		133,994	133,222	99.4

前年同期比は百万円単位により算出した。

(参考) 個人県民税配当割の算定額 (推定基準税額) と実績の推移 (全国ベース)

個人県民税配当割の収入額は、減収補てん債の対象税目である法人二税や利子割などに比べても年度によって大きな開きがある。

(単位: 百万円、%)

区分		H17	H18	H19	H20
交付税 算定	基準税額	32,126	17,722	29,574	33,602
	標準税収入額 /0.75	42,835	23,630	39,432	44,803
実績		28,802	45,492	53,175	22,041
差引 (-)		14,033	21,862	13,743	22,762
実績の標準税収入額に対する割合 /		67.2	192.5	134.9	49.2

実績 については、H19 までは決算、H20 は 8 月末対前年度比ベース (41.4%) で試算。

交付税算定数値については、H19 までは総務省自治財政局「地方交付税等関係計数資料」より転記。H20 の基準税額は、普通交付税算定に用いる基礎数値確認資料を元に算定。

(5) 地方財政を犠牲にしたプライマリーバランス改善の見直し

地方は給与削減にまで踏み込み、平成13年度以降7.8兆円もの徹底した一般歳出の削減を実行してきたが、一方でその間の国の一般歳出は、1.4兆円の削減にとどまり、この数年間は逆に増加している。

また、国は、税収増加分しか国債の発行を抑制してこなかったが、地方は一般財源が3.0兆円減少するなかで、さらに地方債を2.3兆円削減してきた。

国は、このような財政運営を行っているにも関わらず、社会保障や景気対策のための財政需要が高まったからといって、地方財政にのみプライマリーバランス改善のための削減を押しつけてはならない。

図表8 国・地方の歳入歳出の状況

【地方の状況（地方財政計画ベース）】

(単位：兆円、%)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H20-H13		
									増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額	89.3	87.6	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	5.9	6.6%	
歳入	地方債	11.9	12.6	15.1	14.1	12.3	10.8	9.7	9.6	2.3	19.3%
	地方債を除く歳入	77.4	75.0	71.1	70.6	71.5	72.4	73.4	73.8	3.6	4.7%
	うち地方税+地方交付税	55.9	53.8	50.2	49.2	50.2	50.8	52.6	52.9	3.0	5.4%
歳出	公債費	12.8	13.4	13.8	13.7	13.4	13.3	13.1	13.4	+0.6	+4.7%
	公債費を除く歳出	76.5	74.2	72.4	71.0	70.4	69.9	70.0	70.0	6.5	8.5%
	うち地方一般歳出	73.6	71.1	69.7	68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	7.8	10.6%

地方税+地方交付税・・・地方税は税源移譲影響分を除く。

地方一般歳出・・・歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。

【国の状況（当初予算ベース）】

(単位：兆円、%)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H20-H13		
									増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額	82.7	81.2	81.8	82.1	82.2	79.7	82.9	83.1	+0.4	+0.5%	
歳入	国債(公債金)	28.3	30.0	36.4	36.6	34.4	30.0	25.4	25.3	3.0	10.6%
	国債を除く歳入	54.4	51.2	45.4	45.5	47.8	49.7	57.5	57.8	+3.4	+6.2%
	うち国税	50.7	46.8	41.8	41.7	44.0	45.9	53.5	53.6	+2.9	+5.7%
歳出	国債費	17.2	16.7	16.8	17.6	18.4	18.8	21.0	20.2	+3.0	+17.4%
	国債費を除く歳出	65.5	64.5	65.0	64.5	63.8	60.9	61.9	62.9	2.6	4.0%
	うち国一般歳出	48.7	47.5	47.6	48.0	47.7	46.4	47.0	47.3	1.4	2.9%

国一般歳出・・・歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

図表9 給与削減等の実施状況

種類	団体数	カット率	実施(予定)期間	削減(見込)
給料	38	10%～0.5%	H11～23	1兆4,718億円
管理職手当	40	25%～1.5%	H10～23	
期末・勤勉手当	15	50%～2.0%	H10～23	

団体数は、上記実施(予定)期間において実施した団体を計上。

(全国知事会調べ)

(参考) ラスパイレス指数の推移

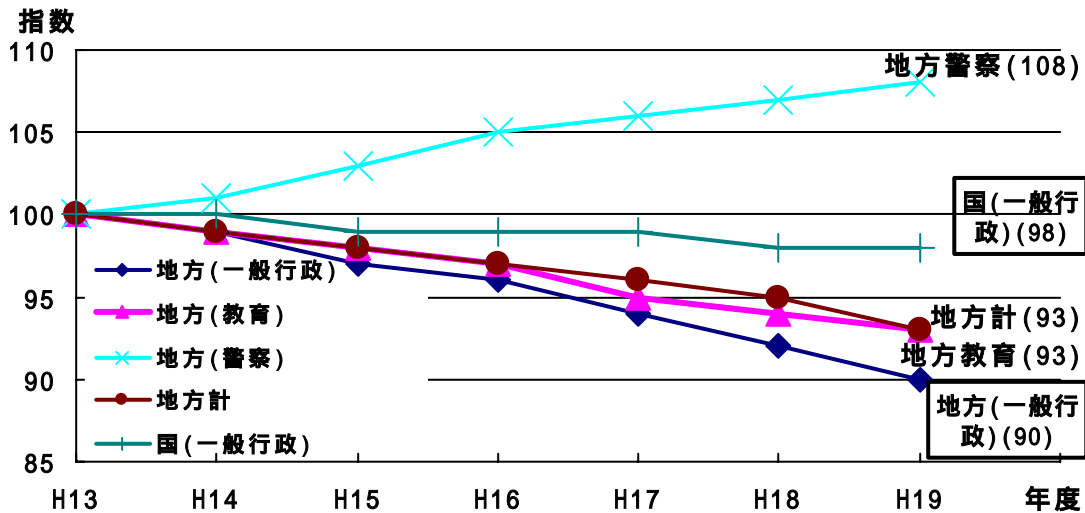
近年の地方公共団体職員の給与水準は、国の職員の給与水準を下回っている。

	平成13年	平成19年
全地方公共団体平均	100.5	98.5

(「地方公務員給与実態調査」より)

(参考) 国と地方の公務員数の推移

地方では警察職員が増加しているにもかかわらず、全体として、国を上回る規模で一般行政職員を抑制。



(国・地方一般行政職員の比較)

	H13	H19	H19 - H13	H13～H19増加率
国	530,120人	522,161人	7,959人	1.5%
地方	1,113,587人	1,003,432人	110,155人	9.9%

国家公務員については平成12年度末現在、地方公務員については平成13年4月1日現在の人数を100とした場合の指数。

国家公務員：総務省行政管理局「機構・定員等の審査結果」

地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」

国(一般行政) 地方計は独立行政法人化による減員を除いて指数化

(全国知事会調べ)

(参考)さらなる地方の一般歳出削減に向けたサービス水準の見直しに繋がる事例
(全国知事会推計)

これ以上、地方の一般歳出が削減されると、教育・安全・福祉など国民生活に重大な影響を与える分野において、サービス水準の見直しを実施せざるを得ない。

項 目		サービス低下の内容
教育分野	学級編制基準の変更 2兆500億円	<ul style="list-style-type: none"> ・教員138,000人の削減(412,000人の33.5%) 全国公立小学校1クラス40人60人 ・教員78,000人の削減(234,000人の33.3%) 全国公立中学校1クラス40人60人 ・教員61,000人の削減(184,000人の32.6%) 全国公立高校1クラス40人60人
	県単独私学助成の廃止 5,600億円	<ul style="list-style-type: none"> ・県単独の私学助成を廃止 私立幼稚園、小中学校、高校の授業料は 値上げとなる可能性 値上げ額 幼稚園 11,000円/月/人 小学校 17,000円/月/人 中学校 20,000円/月/人 高 校 22,000円/月/人
	警察	警察交番の統廃合 2,500億円
消防	消防署の統廃合 2,500億円	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員25,000人削減(157,000人の15.9%) 消防署等1,000署廃止(4,935署の1/5)
医療福祉分野	乳幼児、重度心身障害者等の助成の廃止 5,300億円	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療費助成 ・重度心身障害児(者)医療費助成 ・母子家庭等医療費助成 を廃止
	病院事業会計繰出金の廃止 4,900億円	<ul style="list-style-type: none"> ・全国1,000の公立病院が経営破綻の危機に 民間売却、廃止も
生活	地域の交通確保対策の廃止 2,500億円	<ul style="list-style-type: none"> ・地方バス路線1,600系統の廃止 ・第三セクターなど50社の鉄道が設備更新中止 存続の危機に
	文化、スポーツ施設の廃止・売却 4,300億円	<ul style="list-style-type: none"> ・文化会館、スポーツ施設等の廃止や売却により 公的施設の利用は全く不可能に

2 地方の財政需要の適切な積上げ

(1) 地方財政計画への地方の財政需要の適切な積上げ

「基本方針2006」に固執しない地方財政需要の適切な積上げ

「基本方針2006」により固定化された地方歳出の水準に固執することなくこれを見直し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げること。

特に、「基本方針2008」で重要課題として示された医師不足への対応、少子化対策、長寿医療制度などの社会保障や、積極的に取り組むとされている教育上の諸施策をはじめ地域振興など、今後増加が見込まれる財政需要を国庫補助関連経費はもとより地方単独分についても適切に積み上げること。

地方全体の財政需要の実質的な積上げ

平成20年度の地方財政対策では、4,000億円の地方再生対策費が創設されたが、これは主に地方税の偏在是正に伴う暫定的な措置によるものである。抜本的な格差是正と地方再生に向け、地方の実情を勘案した上で、地方全体の財政需要を実質的に積み上げること。

地域振興のための財政需要の別枠による積上げ

地方再生や定住自立圏構想など地域振興のための対策を強化するとともに、それに伴う新たな財政需要については、別枠により積み上げること。

国民の安全・安心のための社会資本の維持・整備費の適切な積上げ

道路橋りょう費、河川費など国民の安全・安心に関わる経費については、次のような課題を踏まえ、必要経費が適切に基準財政需要に反映されるよう措置すること。

- ・ 近年の社会資本の老朽化や集中豪雨等による災害の頻発への対応
- ・ 国施設の直轄負担金が基準財政需要額を大きく上回り、地方の道路・河川等の維持整備費を圧迫していることによる国と地方での維持整備水準の格差への対応

【「基本方針2006」（抜粋）】

地方財政

地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。

(2) 地方単独事業については、(中略)過去5年間の改革努力(5年間で 5兆円超)を基本的に継続することとするが、地域の実情に配慮し、今後5年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は2006年度と同程度の水準とする。(以下略)

図表10 基準財政需要額の推移（交付団体ベース）

「基本方針 2001」による構造改革が始まって以降の6年間で、基準財政需要額は、7.7兆円減少。地財歳出（一般財源ベース）に対する基準財政需要額の割合は、下落の一途をたどっている。

特にH18以降、「基本方針 2006」の歳出・歳入一体改革の推進により大幅に減少。

（単位：兆円）

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H19 - H13	H19/H13
基準財政需要額(臨財債振替前) (A)	43.0	42.8	42.2	39.0	38.3	35.8	35.3	7.7	17.9%
地財歳出(一般財源ベース) (B)	53.4	53.1	53.0	49.7	49.4	47.4	47.8	5.7	10.5%
需要/地財歳出 (A)/(B)	80.4%	80.6%	79.7%	78.4%	77.7%	75.6%	73.8%	6.6%	

基準財政需要額、地財歳出については、税源移譲に伴う一般財源増加額相当を控除。

（H 0.1兆円、H 0.5兆円、H 1.6兆円、H ~2.5兆円）

地財歳出（一般財源ベース）は、歳出総額から、国庫支出金、地方債（臨財債、減税補てん債を除く）、使用料及び手数料等の特定財源、不交付団体に係る一般財源相当分を控除。

A/B欄は億円単位での計算結果を表示。

図表11 道路・河川の維持管理に係る単位あたり経費（H19年度ベース）

道路の維持管理に関し、国直轄道路の負担金にかかる地方交付税算入額は、単価ベースで負担実績額の8割弱しか措置されておらず、都道府県管理道路の維持管理費を圧迫している。

河川の維持管理に係る地方交付税算入額に至っては、国直轄河川で約3割にとどまり、都道府県管理河川では3割にも満たないなど、地方交付税算入額は全く実績を反映していない。

（千円）

	地方交付税 (A)	都道府県実績 (B)	差額 (A) - (B)	措置率 (A)/(B)	
道	国直轄管理	167	216	49	77.3%
	都道府県管理	128	109	19	117.4%
河	国直轄管理	1,742	5,229	3,487	33.3%
	都道府県管理	77	278	201	27.7%

道路については、1000㎡あたり、河川については1kmあたりの金額。

都道府県実績(B)の道路・河川における国直轄の額は直轄負担金。

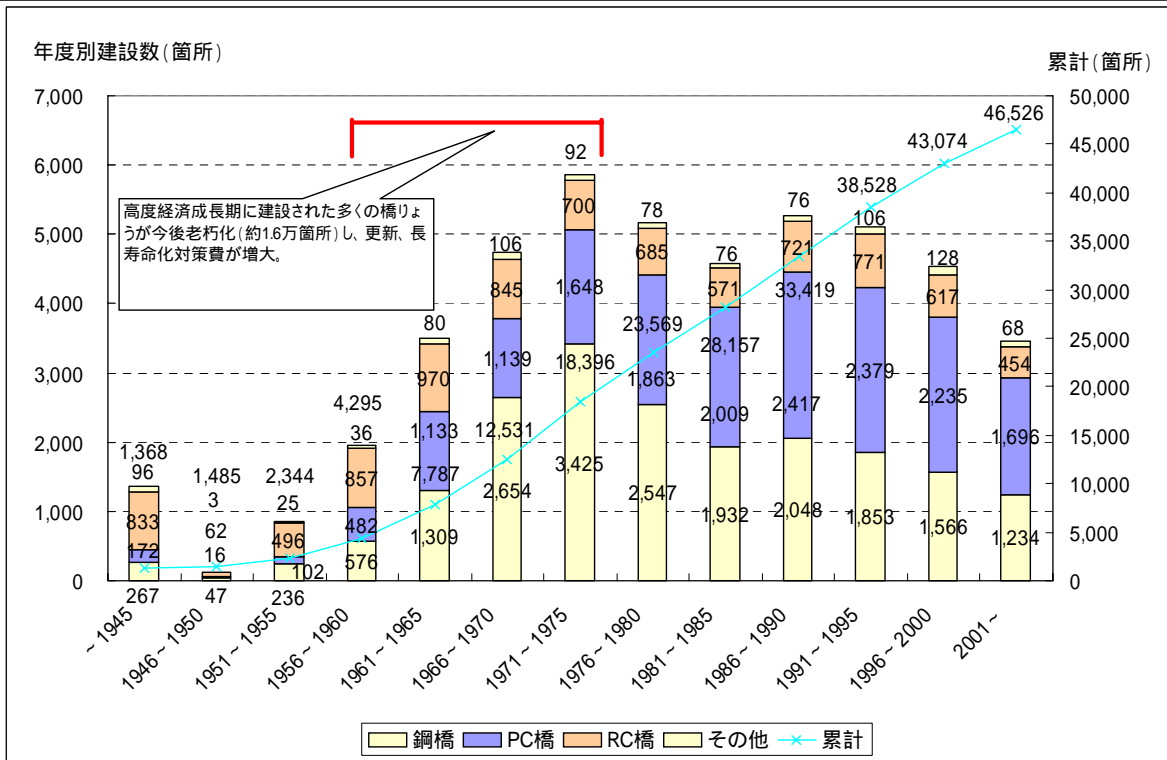
地方交付税については、各都道府県における各区分毎の算入額の合計を各区分毎の総面積または総延長で除して算出。

都道府県実績は、各都道府県の決算統計等により集計した決算額を全国都道府県管理の総面積または総延長で除して算出。

（全国知事会調べ）

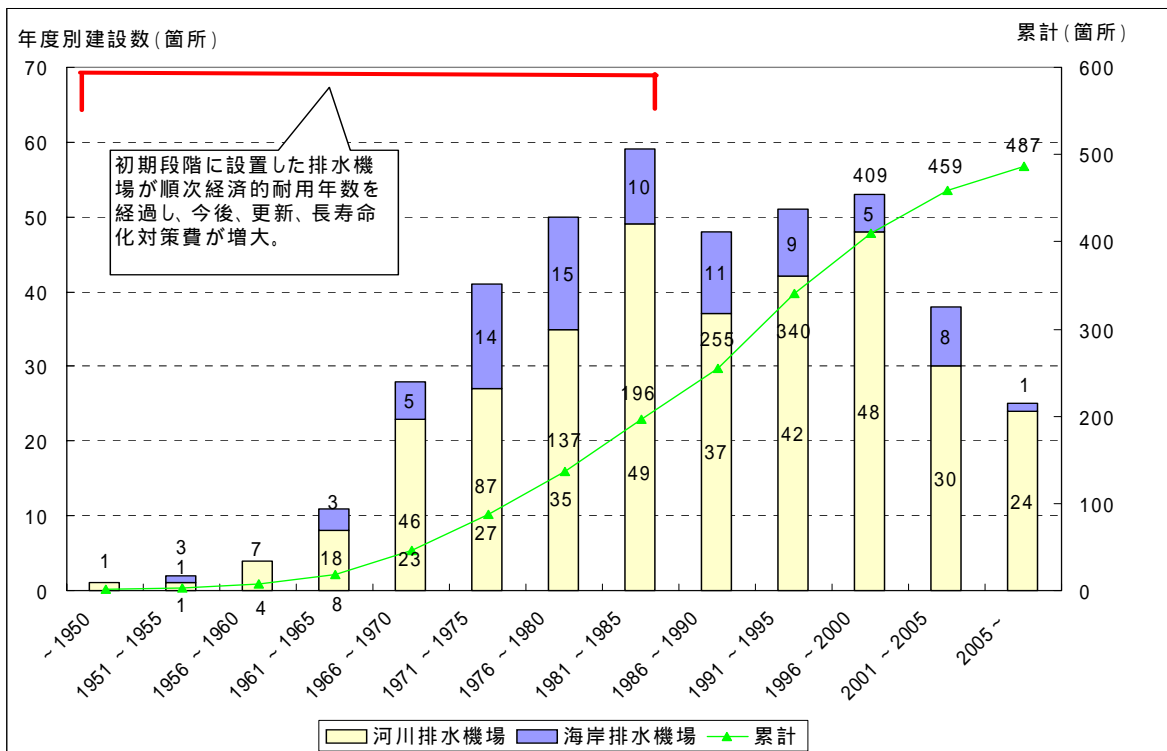
図表12 橋りょう建設数の推移

橋りょう、排水機場とも、その建設累計数は増加するとともに老朽化が進んでおり、今後これらの長寿命化や更新等のための経費が増大。



(全国知事会調べ)

図表13 排水機場建設数の推移



(全国知事会調べ)

(2) 基準財政需要額への算入不足の解消と算入対象経費の充実

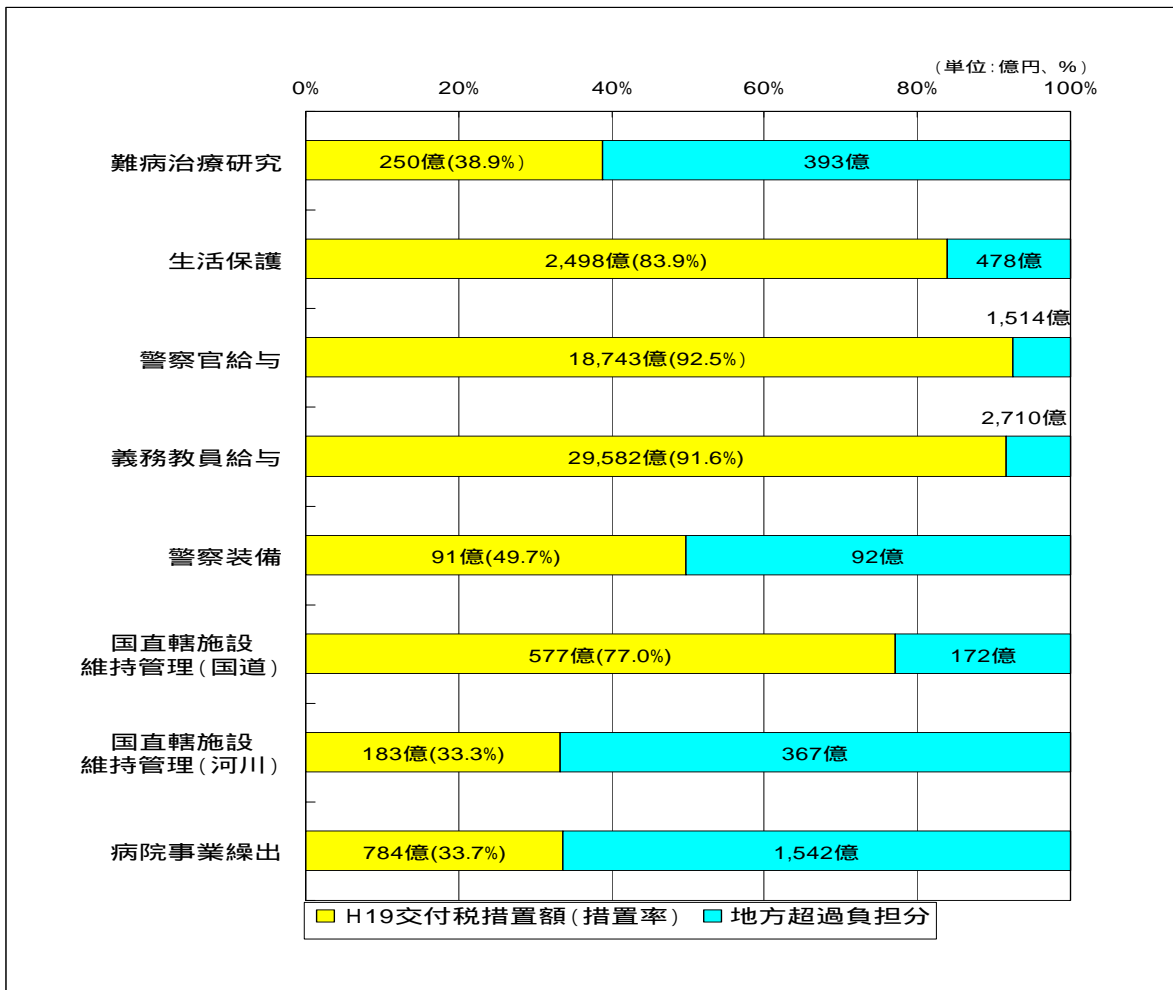
生活保護費など地方公共団体が義務的に負担している経費において、基準財政需要額と決算額の間には大きな乖離が存在。十分検証を行い、需要額を適切に積み上げること。

乳幼児や障害者等への医療費助成や私立高等学校生徒の授業料軽減措置などは、国民生活の安心を下支えする制度的基盤として多くの地方公共団体において広く実施。

このように国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され、定着している取組みが、今後とも適切に継続されるよう、標準的な行政サービスとして新たに基準財政需要額に反映すること。

図表14 道府県における義務的経費の交付税措置額と決算額の乖離（主なもの）

義務的経費において、基準財政需要額と決算額の間には大きな乖離が存在。



決算額・・・H19都道府県決算額（全国知事会調べ）
 交付税措置額・・・H19基準財政需要額（全国知事会調べ）
 生活保護費・・・都道府県（H19決算額）+ 政令市（H18決算額）
 病院事業繰出金・・・特別交付税分を含む

図表15 給料月額比較表（地方財政計画と基準財政需要額の比較(平成19年度)）

小、中、高等学校教職員、警察官の給料の基準財政需要額算出単価は、国家公務員準拠により積算することとされている地方財政計画の単価と比べて大きく乖離しており、結果として、基準財政需要額に教職員等の給料が適切に積み上げられていない。

(単位:千円)

区 分	地方財政計画 (A)	基準財政需要額 (B)	差 引 (B) - (A)	乖 離 率 (B)/(A) - 1
小学校・中学校教職員	382	366	16	4.2%
高等学校教職員	379	348	31	8.2%
警 察 官	345	307	38	11.0%

図表16 交付税措置のない地方単独事業の主なもの

乳幼児医療費助成など国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され、定着している取組みでも、未だ交付税措置されていないものが多い。

事 業 名	19年度決算額（億円）			実施都道 府県数
	都道府県	市町村	合 計	
乳幼児医療費補助金	666	762	1,428	47
ひとり親家庭医療費補助金	262	280	542	47
障害者医療費補助金	1,199	1,116	2,315	47
私立高等学校生徒授業料軽減費補助	289	-	289	46
県単警察官職員給与費	357	-	357	40
合 計	2,773	2,158	4,931	

市町村の決算額は、都道府県との負担割合により推計

(3) 地域の振興・発展のための経費の基準財政需要額への反映

産業構造の脆弱な地域、高齢化率の高い地域、離島、豪雪地帯など条件不利地域を抱える財政力の弱い地方公共団体、大都市特有の財政需要を抱える地方公共団体、合併市町村など様々な条件を抱える地方公共団体等の実情に応じた財政需要を適切に積み上げること。

また、地域振興のための対策（交流人口の拡大、観光振興など）について、地域間格差の是正の観点も踏まえ、的確に基準財政需要額に反映すること。

(4) 制度創設等に伴う地方の負担増に対する適切な措置

近年、新たな制度創設や制度改正に伴い、国から地方への負担転嫁や一方的な地方負担の義務付けが行われる事例が見られるが、地方との十分な協議を経ずに、一方的に地方負担を押しつけてはならない。

地方の負担増を伴う制度創設・改正に際しては、地方の同意を得られるよう十分な事前協議を行うとともに、地方の負担増分について、地方の新たな財政需要として適切に地方財政計画に積み上げること。

図表17 制度創設・改正に伴う地方の負担増の事例

新たな制度創設や制度改正に伴い、国から地方への負担転嫁や一方的な地方負担の義務付けが発生。

項目	事業名等	負担増の内容
1 本来国が担うべき負担を地方に転嫁したもの	肝炎治療特別促進事業	都道府県負担 1/2
	病床転換助成事業交付金	都道府県負担 5/27
	石綿健康被害拠出金事業	都道府県負担 1/4
2 国の一方的な都合により地方の負担割合を変更したもの	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	都道府県負担 1/4 3/4
	病児・病後児保育事業	地方負担 1/2 2/3
	地域子育て支援拠点事業	地方負担 1/2 2/3
	自立支援医療費	地方負担 1/4 1/2
	特定健康診査等負担金	地方負担 0 2/3
	心身障害者扶養共済制度	地方負担 0 1/2
	放課後子どもプラン推進事業	地方負担 0 2/3
スクールカウンセラー活用事業	県負担 1/2 2/3	
3 国が制度どおりの負担を行っていないもの	特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
	小児慢性特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
	生活保護費等負担金	都道府県超過負担
	地域生活支援事業	都道府県超過負担

平成21年度概算要求

4 国が一方的に新たな地方負担を求めるもの	抗インフルエンザウイルス薬備蓄経費	都道府県負担 1/2
	<small>新型インフルエンザ対策は従来の感染症とは異なり、国家的な危機管理の問題であるにも関わらず、厚生労働省は備蓄量の根拠を十分示さず、都道府県にも追加備蓄を求めていることから、全国知事会からは、本来国で必要量すべてを確保すべき旨を申し入れている。</small>	
	プレパンデミックワクチン接種経費	都道府県負担 1/2
	<small>新型インフルエンザ対策は従来の感染症とは異なり、国家的な危機管理の問題であるにも関わらず、厚生労働省からは接種費用の1/2を都道府県が負担する案が示されているが、全国知事会からは、実施主体、負担割合、健康被害に対する救済措置を含めて、予算事業としてではなく根拠法を整備した上で実施すべき旨を申し入れている。</small>	

詳細別添「参考資料」参照。

3 国の経済対策に係る確実な地方財源措置等

国の経済対策に係る地方負担分については、急速に悪化する地域経済の下支えが可能となるよう、事業を実施するすべての団体に対して、国の責任において財源措置を講じること。

投資的経費の地方負担分に補正予算債を措置する場合、元利償還金に対する交付税措置については、実質公債費比率や将来負担比率など財政指標への影響も考慮し、公債費方式による交付税算入率を大幅に引き上げること。

また、当該償還金に対する地方交付税財源については、国の負担により別枠で加算すること。

さらに、地方の超過負担を生じさせないよう国庫補助単価の適切な設定を行うこと。

補正予算債の対象とならない経費についても、地方の実情に応じた事業展開が可能となる交付金の創設や地方交付税の増額等により、財源を確実に確保すること。

景気対策に係る住宅ローン減税等により地方税収入へ影響が及ぶ場合には、地方特例交付金や、交付税原資への一般会計からの加算措置等による地方交付税総額の増額など、すべての団体に対して確実な財源補てん措置を行うこと。

追加経済対策で示された「地方への1兆円」については、地方財源の充実を図るため、道路財源の「地方枠」（現在約3.4兆円）とは別枠で確保すること。

なお、国と地方を通じた道路財源の総額確保に配慮しつつ、継続的な対応を行うこと。

4 地方財政対策の確定等における地方意見の確実な反映

平成21年度の地方財政計画においては、消費税を含む税体系の抜本的改革や道路特定財源の一般財源化など、地方の財政運営に大きな影響を及ぼす制度改正と整合を図りつつ、地方交付税総額を復元充実することにより、地方の実情を的確に反映した財源対策が講じられる必要がある。

このため、地方税財政にかかる諸制度の改革はもとより、地方交付税総額の決定など地方財政対策の確定にあたっては、検討段階から地方と十分に協議を行い、地方の意見を確実に反映する国と地方の協議の場を設けること。

地方交付税制度の抜本的改善に向けて

1 地方の財政自主権を担保するための税源配分の実現

税源配分 5 : 5 を実現すること

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分について、まずは 5 : 5 を目指した地方税源の充実強化が必要。

国庫補助負担金の廃止・縮小等による税源移譲の実現

財政制度等審議会の「平成21年度予算編成の基本的考え方について」では、国と地方の税源配分 5 : 5 の実現に向けた一つの試算として、地方税である地方消費税と譲与税である地方法人特別譲与税等を同一視した上で「客観的基準で各団体に配分される地方税」として「大幅に拡充する」との考えが示された。

しかし、地方法人特別税・同譲与税はあくまで暫定措置であり、これを拡充することは、地方消費税の充実などにより偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を基本とする抜本的改革の方向と相容れない。

税源配分 5 : 5 の実現は、基本的に国庫補助負担金の廃止・縮小とそれに伴う偏在性の少ない地方消費税等への税源移譲によってなされるべき。

地方交付税の充実による格差是正

消費税を含む税体系の抜本的改革を行なったとしても、地域間格差は依然として解消されないことから、法定率の引上げを含め、地方交付税が有する財源調整・財源保障機能の充実を図ること。

2 事務・権限の移譲に伴う新たな財政負担への適切な措置

第二期地方分権改革に伴う事務・権限の移譲の際に生じる新たな地方財政負担等については、新たな財政需要として確実に措置すること。

特に、道路・河川の都道府県への権限移譲にあたっては、恒久的な財源措置がなされるまでの時限的な措置として国直轄事業と同じ国負担率の「交付金等」を創設するとともに、その総額を確保すること。なお、人員の移行に際しては、徹底的なスリム化はもとより、その給与、退職金等について適切に措置すること。

3 地方の意見を的確に反映する税財政制度の確立

(1) 地方財政計画の透明化と予見可能性の向上

地方財政計画の策定過程の透明化を図るとともに、基準財政需要額の算定方法の安定化など地方交付税の予見可能性を高めること。

なお、平成19年度には総務省が「基本方針2006」の歳出削減方針等に基づくトレンドを前提に試算を行なったところであるが、平成20年度地方財政計画を基準として、地方の財政需要を反映した新しい試算を示すこと。

(2) 制度立案等の検討初期段階での地方の参画

地方自治法に基づき実施される国の義務付け・関与に関する事前情報提供制度については、地方が十分に検討・協議し、必要な意見を内閣に対して申し出ることができるよう、制度立案の検討初期の段階で、十分な期間を確保して情報を提供すること。

また、地方財政計画の決定にあたっては地方の参画を図ること。

(3) 地方共有税の早期具体化

国の一般会計に計上されている地方交付税が地方固有の財源であることを明確にし、国の裁量に左右されることなく確保されるよう、「地方共有税」として国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れること。

(4) (仮)地方行財政会議の法律に基づく設置

国・地方の定期意見交換会が平成19年度から開催されているが、内容、回数ともに不十分。

政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるよう(仮)地方行財政会議を法律に基づき設置すること。

【国・地方の定期意見交換会 開催実績】

- ・ 第1回 (H19.11.7)
地方側より地方分権改革の推進、地方交付税の復元・充実について要請
- ・ 第2回 (H20.1.21)
地方側より揮発油税の暫定税率維持について要請
- ・ 第3回 (H20.5.21)
地方側より道路特定財源改革等について要請

国による都道府県への一方的な負担転嫁等の事例

1 平成21年度から新たに負担を地方に転嫁しようとするもの

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
抗インフルエンザウイルス薬備蓄経費 (厚生労働省)	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を国民の45%分まで引き上げることを目標としたタミフルの追加備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ対策は従来の感染症とは異なり、国家的な危機管理の問題であるにも関わらず、厚生労働省は備蓄量の根拠を十分示さず、都道府県にも追加備蓄を求めていることから、全国知事会からは、本来国で必要量すべてを確保すべき旨を申し入れている。 (追加備蓄量予定 国：1,463万人、都道府県：1,463万人) 【平成21年度予定】 【概算要求資料に記載あり】 国は平成20年度第一次補正で国分(386億円)を措置済み
プレパネミックワクチン接種経費 (厚生労働省)	第一線で活動する医療従事者等の希望者に対するプレパネミックワクチン接種に対する公費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ対策は従来の感染症とは異なり、国家的な危機管理の問題であるにも関わらず、厚生労働省からは接種費用の1/2を都道府県が負担する案が示されているが、全国知事会からは、実施主体、負担割合、健康被害に対する救済措置を含めて、予算事業としてではなく根拠法を整備した上で実施すべき旨を申し入れている。 【平成21年度予定】 【概算要求資料に記載あり】

2 本来国が担うべき負担を地方に転嫁したもの

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
肝炎治療特別促進事業 (厚生労働省)	B型C型慢性肝炎のインターフェロン治療にかかる治療費に対する公費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬害被害者の救済を図ることをきっかけに創設された肝炎総合対策事業については、これまでの経緯を踏まえ、全額国の負担とするよう、全国知事会からも申入れを行ったにも関わらず、都道府県の負担が1/2に。 【平成20年度新規】 【要綱によるもの(肝炎治療特別促進事業実施要項)】
病床転換助成事業交付金 (厚生労働省)	医療保険適用の療養病床等を老人保健施設等に転換する費用を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規事業として、負担割合が国10/27、医療保険者12/27、都道府県5/27の事業が創設され、都道府県の負担が新たに発生。 【平成20年度新規】 【政令によるもの(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令)】

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
石綿健康被害拠出金事業 (環境省)	アスベストによる健康被害者を救済するために創設された石綿健康被害救済基金への拠出	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害の救済は、原因者である事業者負担が基本であり、また、今回の事態が国の対応の遅れにより生じたものであることから、被害者救済のための公費負担については、国の責任で対応すべき。 今回の拠出は、被害者救済を優先する観点から、都道府県も一定の負担をすることはやむを得ないとの判断から、事務費を除く国交付額の1/4の額を負担することとしたもの。 【平成19年度新規】 【法制定に伴う環境省の要請によるもの】

3 国の一方的な都合により地方の負担割合を変更したもの

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容							
後期高齢者医療保険基盤安定負担金 (厚生労働省)	低所得者等に対する後期高齢者医療保険料軽減に対する県費負担	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度の保険料も、国保と同じ負担率とされた。 参考：国保の状況 国の負担分(1/2)が都道府県の負担とされ、負担が増加。(都道府県負担割合：1/4 3/4) 【平成20年度新規】 【法律によるもの(高齢者の医療の確保に関する法律)】 							
病児・病後児保育事業 (厚生労働省)	保育所等で病児・病後児を保育できるよう看護師等を加配する経費等を補助	<ul style="list-style-type: none"> 病児対応型・病後児対応型保育事業が、国からの一方的な通知により、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金：国・市町各1/2)から補助金化(国・県・市町村各1/3)され、1/3の都道府県負担が新たに発生。 【平成20年度新規】 【通知によるもの(H19.12.21付)】 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>ソフト交付金</td> <td>国(1/2)</td> <td>市町村(1/2)</td> </tr> <tr> <td>補助金化</td> <td>国(1/3)</td> <td>都道府県(1/3)</td> <td>市町村(1/3)</td> </tr> </table>	ソフト交付金	国(1/2)	市町村(1/2)	補助金化	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)
ソフト交付金	国(1/2)	市町村(1/2)							
補助金化	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)						
地域子育て支援拠点事業(ひろば型) (厚生労働省)	常設のひろばを開設し、子育て親子の交流の場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業(ひろば型)を開設する市町村への補助金交付	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の特性や創意工夫を図りながら実施されていた「つどいの広場事業」が、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金：国・市町村各1/2)から補助金化(国・都道府県・市町村各1/3)され、1/3の都道府県負担が新たに発生。 【平成19年度～】 【要綱によるもの(児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱)】 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>ソフト交付金</td> <td>国(1/2)</td> <td>市町村(1/2)</td> </tr> <tr> <td>補助金化</td> <td>国(1/3)</td> <td>都道府県(1/3)</td> <td>市町村(1/3)</td> </tr> </table>	ソフト交付金	国(1/2)	市町村(1/2)	補助金化	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)
ソフト交付金	国(1/2)	市町村(1/2)							
補助金化	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)						

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容										
自立支援医療費 (更生医療給付費) (厚生労働省)	身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者更生相談所で医療が必要と認められた者に対する障害の除去・軽減に係る医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 従来、生活保護の医療扶助(市分, 国: 市 = 3:1 町村分, 国: 都道府県 = 3:1) による対応が認められていた生活保護世帯に対する人工透析医療について、全国知事会より見直し撤回の申し入れを行ったにも関わらず、障害者自立支援医療(更生医療)(国: 都道府県: 市町村 = 2:1:1) により対応。 【平成19年度～】 【事務連絡によるもの(H18.12.26付)】 <table border="1" data-bbox="738 577 1492 622"> <tr> <td>生活保護(市部医療扶助)</td> <td>国(3/4)</td> <td>市(1/4)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="738 667 1492 712"> <tr> <td>生活保護(都部医療扶助)</td> <td>国(3/4)</td> <td>都道府県(1/4)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="738 757 1492 801"> <tr> <td>更生医療</td> <td>国(1/2)</td> <td>都道府県(1/4)</td> <td>市町村(1/4)</td> </tr> </table>	生活保護(市部医療扶助)	国(3/4)	市(1/4)	生活保護(都部医療扶助)	国(3/4)	都道府県(1/4)	更生医療	国(1/2)	都道府県(1/4)	市町村(1/4)
生活保護(市部医療扶助)	国(3/4)	市(1/4)										
生活保護(都部医療扶助)	国(3/4)	都道府県(1/4)										
更生医療	国(1/2)	都道府県(1/4)	市町村(1/4)									
特定健康診査等負担金 (厚生労働省)	市町村が国民健康保険事業者として、40歳以上の被保険者を対象に実施する特定健診等に対する負担	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診及び特定保健指導は、保険者が自己負担で実施するルールでありながら、市町村国民健康保険事業者についてのみ公的負担制度を設け、都道府県にも負担を転嫁。 国: 都道府県: 市町村 = 1:1:1 【平成20年度新規】 【法律によるもの(国民健康保険法)】 										
心身障害者扶養共済制度 (厚生労働省)	障害者の保護者が掛金を納入し、保護者の死亡等の場合に障害者に終身年金を支給する任意加入の相互扶助制度(全国一律)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の死亡率の改善、運用利回りの低下等により、積立不足が生じ、国は、国と地方自治体1/2ずつの負担による公費投入を決定。(期間: 平成7年度～27年度) さらに公費投入期間の延長も決定。(平成28年度～62年度) 【約款付則によるもの(心身障害者扶養保険約款附則(H15.10.1改正))】 										
放課後子どもプラン推進事業 (「こども教室」型) (文部科学省)	放課後や週末等に小学校施設や地域の社会教育施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点となる「放課後子ども教室」を開設	<ul style="list-style-type: none"> ～ の3ヶ年限定で国庫10/10による委託事業「子どもの居場所づくり推進事業」を実施していたが、期間終了にあたり、19年度から、国庫1/3補助、1/3都道府県負担という仕組みにより事実上存続することとなった。 【平成19年度～】 【事業変更によるもの(委託(10/10) 補助(1/3))】 <table border="1" data-bbox="738 1686 1492 1731"> <tr> <td>～</td> <td>国(10/10)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="738 1776 1492 1821"> <tr> <td>～</td> <td>国(1/3)</td> <td>都道府県(1/3)</td> <td>市町村(1/3)</td> </tr> </table>	～	国(10/10)	～	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)				
～	国(10/10)											
～	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)									

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容				
スクールカウンセラー活用事業 (文部科学省)	都道府県内の全公立 中学校及び拠点小学校 に「心の専門家」であ るスクールカウンセラ ーを配置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度までは、補助率が国 1 / 2、都道府県 1 / 2 であ ったものが、事前の説明なく国 1 / 3、都道府県 2 / 3 負担 となった。 【平成20年度】 【要綱によるもの(補助率引き下げ)】 <p style="text-align: center;">~</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">国(1/2)</td> <td style="text-align: center;">都道府県(1/2)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">~</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">国(1/3)</td> <td style="text-align: center;">都道府県(2/3)</td> </tr> </table>	国(1/2)	都道府県(1/2)	国(1/3)	都道府県(2/3)
	国(1/2)	都道府県(1/2)				
	国(1/3)	都道府県(2/3)				
都道府県内の公立小 学校に「子どもと親の 相談員」、「生活指導推 進協力員」を配置	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度に創設以降、19年度までは、委託事業で国 1 0 / 1 0 であったものが、事前の説明なく国庫補助となり、国 1 / 3、都道府県 2 / 3 となった。 【平成20年度】 【事業変更によるもの(委託(10/10) 補助(1/3)】 <p style="text-align: center;">~</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">国(10/10)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">~</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">国(1/3)</td> <td style="text-align: center;">都道府県(2/3)</td> </tr> </table>	国(10/10)	国(1/3)	都道府県(2/3)		
国(10/10)						
国(1/3)	都道府県(2/3)					
24時間体制で電話に よるいじめ相談を実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度の事業創設時には、国庫補助 1 0 / 1 0 の委託事 業であったが、平成19年度より国庫補助 1 / 3 事業となった。 【平成19年度】 【要綱変更によるもの(補助率引き下げ)】 <p style="text-align: center;">~</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">国(10/10)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">~</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">国(1/3)</td> <td style="text-align: center;">都道府県(2/3)</td> </tr> </table>	国(10/10)	国(1/3)	都道府県(2/3)		
国(10/10)						
国(1/3)	都道府県(2/3)					

4 国が制度どおりの負担を行っていないもの

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
特定疾患治療研究事 業 (厚生労働省)	国が指定するペーフィット 病等45疾患について、 治療費の一部を公費助 成	<ul style="list-style-type: none"> 国が制定した「特定疾患治療研究費補助金交付要綱」では、 都道府県が行った治療費助成に要する経費の 1 / 2 を国が都 道府県に補助することになっているが、交付実績は3割程度 で、都道府県の超過負担が発生。 これまで、全国衛生部長会等からも超過負担の解消について 要望しているところであるが、未だ超過負担は解消されず。 また、交付税措置されることとなっても、決算額に見合 った交付税措置がなされておらず、乖離が発生。 【国が負担する根拠：要綱(特定疾患治療研究事業)】

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
小児慢性特定疾患治療研究事業 (厚生労働省)	国が指定する小児慢性特定疾患について、治療費の一部を公費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法の規定においては、都道府県が行った治療費助成に対する経費の1/2以内を補助できるとされており、これまで、必要経費に対して1/2の補助金交付がなされていたが、平成19年度の交付実績は1/2に達しておらず、都道府県の超過負担が発生。 国において、補助額を確実に予算措置されるよう、全国衛生部長会から国に要望中。 【国が負担する根拠：法律（児童福祉法）】
生活保護費等負担金 (厚生労働省)	生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1/4の地方負担額に関して、これまで地方交付税措置について一定の改善措置が講じられているものの、個々の自治体によってはなお超過負担が発生。 【国が負担する根拠：法律（生活保護法）】
地域生活支援事業 (厚生労働省)	障害者の地域生活を支えるために、障害福祉に関わる人材の資質向上の為に研修事業や専門性の高い相談支援事業等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法に基づき、都道府県及び市町村が実施する地域生活支援事業に要する経費の1/2を国が補助することになっているが、法の施行に合わせて人口や事業実施状況等を勘案して交付する統合補助金となったことに伴い、交付実績が1/2相当額の8割から9割程度となっており、都道府県及び市町村において超過負担が発生。 【国が負担する根拠：法律（障害者自立支援法）】